

苫小牧市監査委員告示第4号

平成26年度苫小牧市行政監査の結果に基づき講じた措置
の公表について

平成26年度苫小牧市行政監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法第199条第12項の規定により平成27年5月22日付けで苫小牧市長から別添のとおり通知があったので同項及び苫小牧市監査委員条例第6条の規定により公表する。

平成27年5月25日

苫小牧市監査委員 玉川 豊一

苫小牧市監査委員 松井 雅宏

苦行監第57号
平成27年5月22日

苦小牧市監査委員 玉川 豊一 様

苦小牧市監査委員 松井 雅宏 様

苦小牧市長 岩倉 博



平成26年度苦小牧市行政監査結果報告に基づく措置の通知について

標記の結果報告に基づき講じた措置について、地方自治法第199条第12項の規定により別紙のとおり通知する。

別紙 監査意見に基づき、又は参考として講じた措置

監査のテーマ	財政援助団体の事務局として市職員が行っている出納事務について
意見の内容	<p>この度の監査のテーマは「財政援助団体の事務局として市職員が行っている現金出納事務について」である。市がこうした団体の事務局を担い現金出納事務を行う場合、市の職員は公金以外のお金を取り扱うことになる。公金は法令によりその取扱いが厳しく統制されているが、各団体の現金にはその規制は及ばない。</p> <p>また、監査の結果で述べたように、各団体で市職員が行っている現金出納事務の実態は必ずしも十分なものであるとは言えず、金銭に関する不適切な事案、不正な事案が発生するリスクは公金と比較すれば大きいと言わざるを得ない。</p> <p>そこで、事務局を他に移管し現金を取り扱わないようにしようという議論が出てきがちであるが、この度の監査で取り扱った 39 団体を念頭に置けばそれは極めて難しい。負担金を支出している団体、構成員に市を含む補助金交付団体においては、市は主要な構成員の一つになっている。構成員に市を含まない 7 団体も、市の主導の下組織され活動している団体である。団体の存在は市の施策を進める上で極めて有用、有益なのである。だからこそ事務局を市が担っており、担わざるを得ないという状況になっているのである。（もちろん他の構成員が事務局を担当することを否定するものではないが、一方で全ての団体が直ちに他に事務局を移管できるような状況ではないことも事実である。）</p> <p>では、こうした状況は本来避けるべきなのだろうか。ひとつの政策目的を実現するために、近隣の自治体や関係団体と組織をつくり、そこが事業主体となって活動すること、あるいは、広く関係団体や市民と共に市民運動的に様々な活動を展開すること、これらは正しく「協働」によるまちづくりで、現在推進している行政モデルなのである。</p> <p>とすれば、これからも市が事務局を担い職員が現金を扱うということを前提に、その際を守るべき「基準」を設けてはどうであろうか、提案したい。例えば、団体には監事を必ず置くこと、現金の保管は必要最小限として預金とすること、出納の手続きや契約は市の規程に準ずること、預金通帳と銀行印の管理は別の者が行うこと等々である。もちろん会計に関する規程等はそれぞれの団体が決めることであるが、市の職員が団体の会計を担うに当たっては、できるだけ「基準」に沿った規程等とするよう事務局として努力する必要がある。検討を望みたい。</p> <p>地方公共団体においては、公金の多くは金融機関がその取扱いを行っており、なるべく職員が現金に触れないように制度設計されている。現金の取扱いができるのは「現金出納員」「現金取扱員」という特別に指定された職員だけである。にもかかわらず、団体の事務局として職員は現金を扱っている。何らかのルールづくりは必要であろう。</p>
担当部署	財政部財政課
意見に対する措置	監査意見を踏まえ、財政部財政課で財政援助団体の現金を扱う職員のためのガイドラインを定め、該当団体に管理マニュアル等を作成してもらうことを検討する。